

一する。

(八)健康づくり事業のうち、合併までに、各種検診・各種教室については継続の方向で検討し、家庭常備薬配付・無受診世帯表彰・イベント助成等については廃止の方向で検討する。

協議第十二号 行政区の取扱いについて

(一)行政区については、現行どおり新市に引き継ぎ、行政区の制度については一の宮町、阿蘇町の例による。
 (二)区長の任期は、二年とする。
 区長の業務内容については、合併までに調整する。
 (三)区の助成金については、新市で調整する。
 (四)区長の報酬は、一の宮町の例により支給する。

協議第十三号 上・下水道事業

の取扱いについて

上水道（簡易水道）事業の取扱い

(一)上水道（簡易水道）の会計については、合併時に統合し企業会計とする。上水道（簡易水道）電算システムについては、合併時に統一する。

(二)水道所管部署を設置し、上水道と簡易水道の係を置く。

(三)上水道（簡易水道）の使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。

(四)加入金については、合併までに調整する。

(五)施設維持については、新市において調整する。

(六)整備計画（水道未普及地区を含む）については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

(七)台帳については、新市にお

いて調整する。資産については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(八)公営の水道以外について、施設整備等の要望があった場合は対応するものとする。なお、その場合は規定の負担金を徴収する。また、公営の水道への加入については、地元の要望があれば受け入れるものとする。なお、その場合は規定の使用料を徴収する。

下水道事業の取扱い

(一)公共下水道の会計システム、加入金、施設維持、服務、財務及び経理については、阿蘇町の例による。

(二)使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。

(三)整備計画については、新市において調整する。継続事業については、新市においても

引き続き実施する。

(四)台帳については、新市において調整する。

(五)資産については、新市に引き継ぐ。

協議第十四号 合併前の事務事業に関する申し合わせ

合併前の事務事業の取扱いについて、別紙のとおり申し合わせる。

平成十六年一月十三日確認

